

「『日本再興戦略』改訂2014」
KPIの進捗、及び施策の実行状況について

平成 26年 11月

農林水産省

目次

(1) 施策の実行状況について

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革について	1
① 国内外の需要拡大（品目別輸出団体、輸出環境整備、新たな国内市場の開拓）	2
② バリューチェーンの構築（A-FIVE活用、畜産・酪農、生産・流通システム高度化）	5
③ 生産現場の強化（米の生産調整に向けた環境整備）	9
④ 林業・水産業の成長産業化	13

(2) K P I の進捗状況について

農業分野のK P I 一覧	15
目標達成に向けて進捗が十分ではないとされたK P I（B評価）の現状分析と今後の課題	16
今後データが得られるため現時点で評価困難とされたK P I（N評価）の進捗と今後の対応方針	18

(1) 施策の実行状況について

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革について

○ 平成24年12月の政権交代以降、農地中間管理機構の創設や米政策の見直しなどの農政改革を決定。現在は、「日本再興戦略 改訂2014」も反映した「農林水産業・地域の活力創造プラン」(農林水産業・地域の活力創造本部決定)に沿った改革の実行段階。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12決定、H26.6改訂)に掲げる農政改革と進捗

国内外の需要拡大

○ 食文化・食産業のグローバル展開

〔 国別品目別輸出戦略の策定(H25.8)、輸出戦略実行委員会の創設(H26.6) 〕

他産業との連携を通じた高付加価値化 (バリューチェーンの連結)

○ 6次産業化の加速化

〔 ・A-FIVEの設立(H25.2)、出資案件36件(H26.11現在、うちH26.4～11で28件)
・ガイドライン策定・支援基準見直し(26年度中の措置予定について、H26.10に前倒して措置) 〕

○ 畜産・酪農分野の更なる強化

〔 生乳取引の多様化の通知発出(H26.9)、乳業施設の設置規制の緩和の告示等施行(H26.11) 〕

生産現場の強化

○ 農地中間管理機構による農地集積の加速化

〔 関連法案成立(H25.12)、46道府県で設置済み、秋以降本格稼働 〕

○ 経営所得安定対策の見直し

〔 ・米の直接支払交付金の見直し(1.5万円/10a→7,500円/10a、30年産から廃止)
・担い手を対象とした経営所得安定対策(関連法案成立(H26.6)) 〕

○ 米政策の見直し

〔 ・生産調整の見直し(30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産)
・需要のある作物の本作化による水田フル活用 〕

○ 農協・農委等の改革の推進 (次期通常国会に法案提出予定)

〔 ・地域の農協が主役となって農業の成長産業化に全力投球できるよう見直し
・農業委員の選任方法の見直し(公選制→議会の同意を要件とする市町村長の選任制等) 〕

多面的機能の維持・発揮

○ 日本型直接支払制度の創設

〔 ・地域の共同活動を支援し、担い手への農地集積という構造改革を後押し
・26年度は予算措置、27年度から法に基づき実施(関連法案成立(H26.6)) 〕

林業・水産業の成長産業化

○ CLT普及の促進 (H28年度早期の告示制定に向けた研究開発、実証的建築の積み重ね(H26年度に8棟建築予定))

○ 木質バイオマス利用の推進 (未利用間伐材を活用した発電施設 現在 5箇所→H30年度には更に40箇所稼働予定)

○ 「浜の活力再生プラン」作成推進 (今年度400、来年度以降で200のプラン策定の見込み)

○ 輸出促進 (輸出額 H24:1,700億円→H25:2,216億円、H26.10から水産庁によるEU向けHACCP認定業務開始)

(産業競争力会議／農林水産業・地域の活力創造本部等でフォローアップ)

日本再興戦略 改訂2014
農林水産業・地域の活力創造プラン
の着実な実行

攻めの農林水産業
実行本部

食料・農業・農村基本計画の改訂 (H26.3 予定)

「産業競争力会議
日本再興戦略
改訂2014」

「規制改革会議
規制改革実行計画」

攻めの農林水産業推進本部
(農林水産省)

政策目的

- 品目別輸出団体の設立等によるジャパン・ブランドの推進

施策の進捗状況

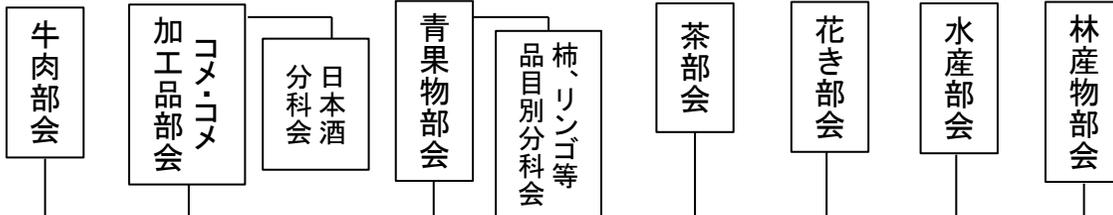
- **6月26日に輸出戦略実行委員会を立ち上げ、その下に7つの品目部会と5つのテーマ別部会を設置し、輸出戦略に基づく取組の検証や、実効性のある輸出拡大に向けた取組体制等に関する議論を実施。**
- 本委員会における議論等を踏まえ、本年度中に、品目ごとの今後の輸出拡大方針を策定予定。
- 来年度早期の品目別輸出団体の立ち上げを目指して調整を進めているところ。

司令塔 輸出戦略実行委員会

2014年6月設立
 構成：品目別団体、全国知事会、日本貿易会、JETRO、食品産業センター、全農、全中、関係省庁
 目的：重点品目ごとの輸出戦略に基づき、**オールジャパンでの輸出拡大に取り組み**

品目部会

輸出商社等の専門家も含めた議論の場を設置し、**品目別輸出団体等が輸出拡大に向けて取り組むべき方針を作成。**

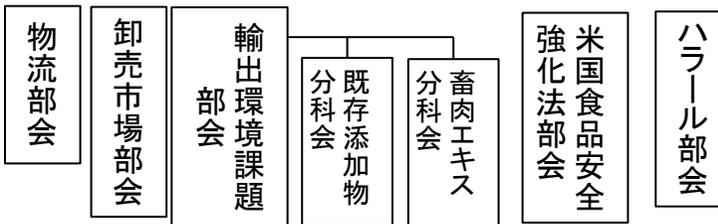


品目ごとの輸出団体

【取組】産地間連携の推進、市場調査、見本市、商談会への参加、ジャパンプランド確立、オールジャパンでの日本産PR等

テーマ別部会

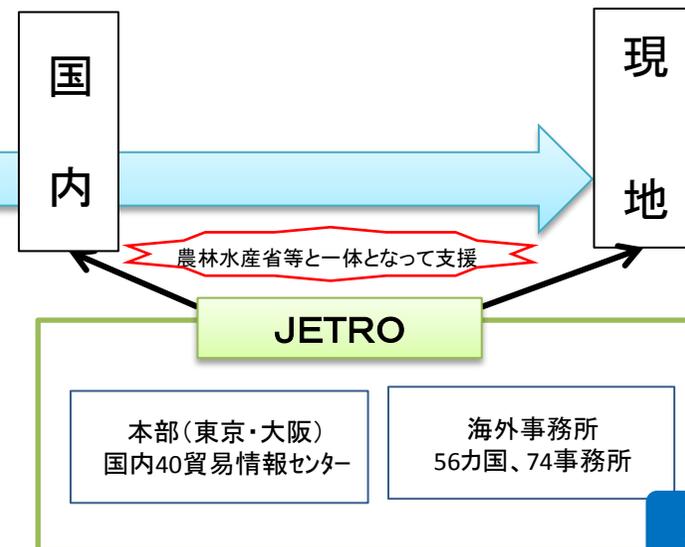
品目横断的な主要テーマについて、輸出を促進／障害を除去するための方を議論。



地方ブロック意見交換会

地域ごとの課題を聴取。輸出戦略、産地間連携の取組みを説明し、意見交換。

2020年 輸出額1兆円目標達成



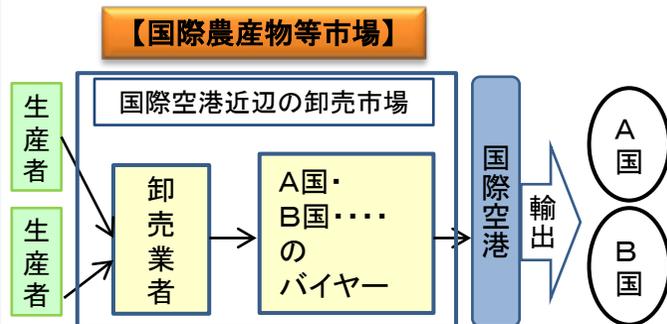
政策目的

- 輸出の弊害となりうる国内・海外の規制等を見直し、輸出先の求める規格の認証体制を強化
- HACCP認証やGLOBAL G.A.P.の取得などの輸出環境整備、卸売市場の活用等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援

施策の進捗状況

輸出モデル地区の整備

- 国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想(国際農産物等市場構想)を推進するため、国産農産物等の輸出の実現に向けた調査及び計画の策定、海外セミナーの開催や国内市場関係者等への輸出に係る意向調査の実施等を支援(平成27年度予算概算要求中)。



- HACCP認証取得支援等、輸出に取り組む産地の輸出環境整備を支援することにより、成功事例を創出。

HACCPの国際規格作り

1. 日本発の食品安全マネジメントに関する規格・認証スキームの構築

国際的に通用し、かつ日本の強みも評価でき、中小事業者にとって取り組みやすい段階的な規格と認証のスキームを構築し普及。これにより、HACCPの導入を含め食品安全や消費者の信頼確保のための事業者の取組を推進。

(26年8月に「食料産業における国際標準戦略検討会」報告書を取りまとめ)

●段階的な規格



2. 人材育成

- ① 食品事業者の内部での食品安全等の知識の向上
- ② 国際団体や会議における国際標準規格の策定への参画

3. 海外への情報発信

日本の食品安全や消費者の信頼確保のための取組、規格・認証スキームの内容を積極的に世界に発信。

官民連携し、スピード感を持って具体化

GAPのあり方の見直し

1. 現状

- 農産物の輸出の際に、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBAL G.A.P.等の認証を求められることがある。
- ※ 我が国のGLOBAL G.A.P.取得件数 122件 (2012年末時点)

2. 課題

- 輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組むやすくする必要。

3. 対策

- 農業者や流通業者等の関係者との意見交換を開始。**今年度中に協議会を設置予定。**
- 協議会において、農産物を取引する際に活用しやすい、**我が国の農業の実態に沿ったGAPを検討。**

- ・ 輸出を目指す農業者・産地に対する効果的な**GLOBAL G.A.P.の認証取得の促進・支援。**
- ・ 輸出促進を目指した**我が国発の国際的に通用するGAPの策定。**

※ GAP: 農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

政策目的

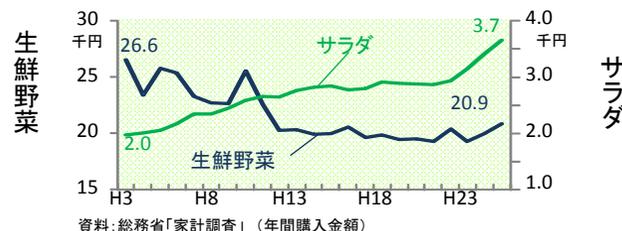
加工・業務用野菜、有機農産物、薬用作物等の需要が伸びている農産物について国産シェアを拡大させる

施策の進捗状況

加工・業務用野菜

1. 現状

- 中食・外食化が進み、生鮮野菜の購入が減少する一方、サラダ等加工調理野菜の購入が増加。



- 生鮮用の国産割合はほぼ100%であるが、加工・業務用は約30%を輸入。

2. 課題

- 生産・流通コストの一層の低減や安定生産に必要な技術の導入等が必要。

3. 対策

- 最新鋭のキャベツ収穫機が全国で16台導入されるなど、**機械化一貫体系の確立を支援**。
- 大規模で安定的な生産が図れるよう、**土壌改良や関連資材の導入等を支援**(34地区、1,300ha)。



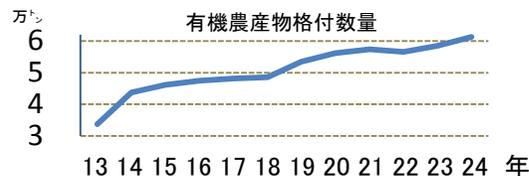
《写真》

キャベツ収穫機での収穫の様子 (JA鹿追町)

有機農産物

1. 現状

- 有機農業の取組面積は1万6千ha程度で、耕地面積に占める割合は0.4%程度。国産割合は約半分。



- 新規就農希望者の約3割が有機農業を希望。

2. 課題

- 有機農業推進法に基づく「基本方針(H26.4)」に則り、“面積シェア倍増(1.0%)”の達成を目指し、①地域に応じた技術の確立、②新規参入支援、③販路の確保等が必要。

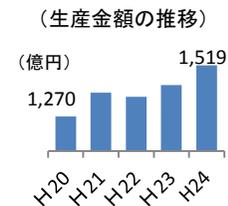
3. 対策

- 産地の供給力拡大のための**技術実証ほ場の設置等支援(全国22地区)**。
- **研修カリキュラムの作成**等参入支援。
- **実需者とのマッチング(全国3カ所)**や有機JAS制度の理解促進のための**講習会の開催**等支援。
- 本年度法制化した**環境保全型農業直接支払**による支援。

薬用作物

1. 現状

- 漢方薬の生産金額は5年間で2割増加。
- 原料となる薬用作物は8割以上を中国からの輸入に依存。



2. 課題

- ① 契約栽培の相手先をどう見つけるのか
- ② 品質規格をクリアするための栽培技術の定着が必要
- ③ 国内での栽培が少ない作物であるため使用できる農業機械が少ない

3. 対策

- 生産者と実需者のマッチングに向けて、農水省、厚労省、関係団体との共催により、平成25年、26年に全国8箇所で開催されたブロック会議を開催し、**生産者との情報交換等を実施**。

これを契機に、産地側と実需者の情報交換が進み、**各地で試験栽培等を開始**。

産地側から栽培要望 (37道県137産地)
↓
実需者との取組開始 (14道県18産地)

- 産地化へ向けて、**栽培技術確立のための実証ほ場の設置**・**農業機械の改良等**の取組を支援 (23道県29産地)。

政策目的

A-FIVE(農林漁業成長産業化支援機構)の積極的活用による6次産業化の推進

施策の進捗状況

- ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、サブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう措置(10月10日に支援基準(告示)を改正)。
- 企業等が農林漁業に参入してファンドを活用する場合の留意点や活用事例、ファンド活用における資金調達の具体的方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を策定・公表(10月10日)。現在、農林漁業・食品関連団体や経済団体、銀行協会等を通じ、農業参入した企業を含む農林漁業者や食品産業事業者に対し幅広く周知を行っているところ。

支援基準(告示)の改正

- 下記の(1)~(3)の全ての要件に該当する場合には、サブファンドが6次産業化事業体に有する議決権の割合が当該事業体の総議決権の2分の1を超えることができるよう措置。

出資割合引き上げの要件

- (1) 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること。
- (2) 高い収益性の確保が見込まれること。
- (3) 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資すること。

- 今回の措置により、農林漁業者のパートナー企業に対する主導性を確保しつつ、農林漁業者とパートナー企業の実質的な出資負担の軽減を図ることが可能。

※改正後の出資割合引き上げのイメージ

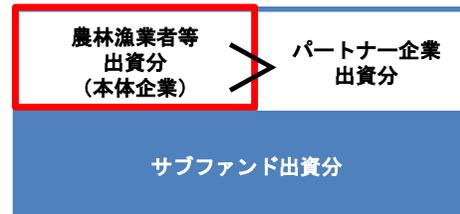


ファンド活用のガイドライン策定

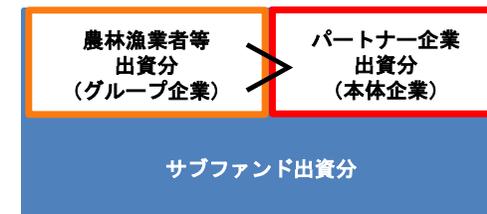
- 農業参入した企業等によるファンド活用を推進するため、本ファンドの運用について解りづらい点を明らかにするとともに、活用例を例示。

【農林漁業に参入した企業による農林漁業成長産業化ファンドの活用例】

- リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加

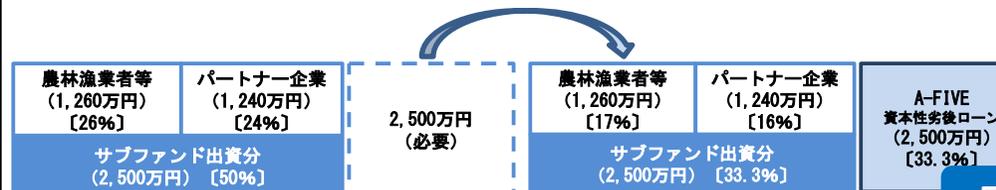


- 農林漁業に参入したグループ企業のパートナー企業として参加



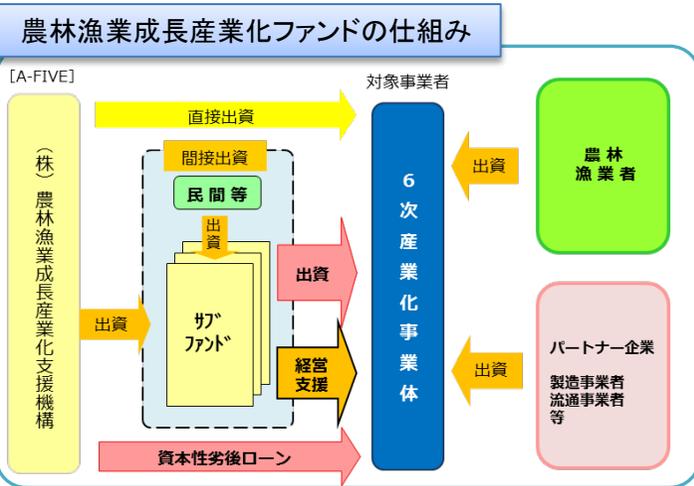
【ファンド活用における資金調達の例】

- 資金調達において、更に2,500万円が必要となる場合



(参考) 農林漁業成長産業化ファンド

- 農林漁業成長産業化支援機構においては、平成25年2月の開業以来、まずはサブファンドの設立に取り組み、これまでに50のサブファンドの支援決定が行われているところ。
- サブファンドから6次産業化事業体への出資決定件数は36件。平成26年3月末までは8件に止まっていたが、**26年度に入ってから28件の出資決定が行われる等、着実に加速**してきているところ。
- ガイドラインの周知等のほか、機構からサブファンドへの案件組成に関するノウハウの提供、助言等を通じて、更なる案件組成を促進。



サブファンドへの出資決定状況(平成26年10月末現在)

50サブファンド
総額738.02億円
(うちA-FIVE分369.01億円)

1. 地域ファンド

2. 県域に限られないファンド

- JAグループ(100)
- みずほ銀行(100) (注2)
- (東北の以下の4行と連携(20)
庄内銀行、北部銀行、みちのく銀行、東北銀行)
- (足利銀行等栃木県内10金融機関と連携(20))
- 三菱東京UFJ銀行(20)
- (東北の以下の4行と連携
青森銀行、秋田銀行、岩手銀行、山形銀行)
- 三井住友銀行(20)

3. テーマファンド

- エー・ピーカンパニー(10)
- ぐるなび(10)

主な出資金機関等(ファンド総額 単位:億円)
(A-FIVE出資分含む)

注1 当資料は設立準備中のサブファンドも含まれます。
注2 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を掲げており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2カファンド。



政策目的

- 高度な栽培技術を形式知化し、生産管理・営農指導等のシステム開発、スマート農業による効率的な農業経営実証等を推進
- 大規模に集積した次世代施設園芸拠点において、地域エネルギーと先端技術を活用し、化石燃料依存からの脱却、所得向上、地域雇用の創出を実現

施策の進捗状況

ICTを活用したスマート農業の実現

スマート農業の将来像

1 超省力・大規模生産を実現



GPS自動走行システム等により、作業能力の限界を打破

2 作物の能力を最大限に発揮



センシング技術やきめ細やかな栽培(精密農業)により、多収・高品質を実現

3 きつい作業、危険な作業から解放



アシストスーツで軽労化し、除草ロボットなどにより、作業を自動化

4 誰もが取り組みやすい農業を実現



アシスト装置やノウハウのデータ化により、若者等が農業に続々とトライ

5 消費者・実需者に安心と信頼を提供



クラウドシステムにより、生産者、実需者、消費者をつなげる

推進に向けた取組

- ロボット、IT企業等の協力を得て、「スマート農業の実現に向けた研究会」を進めるとともに、将来像やロードマップを整理して公表
- 農業分野でのロボット、ICT技術の活用に向けて、研究開発、導入、安全性などの課題を検討中
- ロボット革命実現会議の議論を踏まえ、農林水産業の生産性の飛躍的な向上を実現するため、**ロボット産業と連携した導入実証などを進めるための予算を要求中**

次世代施設園芸の推進

1. 現状と課題

我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるためには、コスト削減や周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出が必要。また、燃油価格の高騰に対応し、経営の安定を図ることが必要。

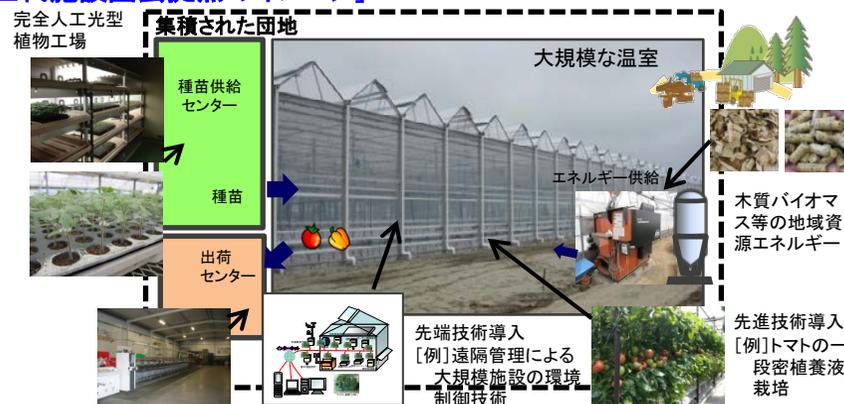
2. 対策

生産から調製・出荷までを一気通貫して行う施設の大規模な集積と、ICT(情報通信技術)を活用した高度な環境制御技術を導入するとともに、木質バイオマス等の地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を行う。

全国9箇所を採択し、現在、拠点整備中。

(北海道、宮城県、埼玉県、静岡県、富山県、兵庫県、高知県、大分県、宮崎県)

[次世代施設園芸拠点のイメージ]



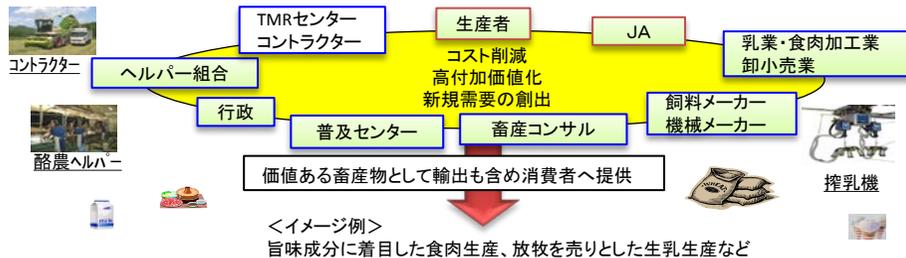
政策目的

- 畜産・酪農分野を更に強化し、その成長産業化を図るため、企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、自給飼料生産コストの低減、新技術の開発・普及・定着、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備を進める

施策の進捗状況

高収益型畜産（畜産クラスター）の構築

- 畜産農家をはじめ、コントラクターなどの飼料生産組織や関連産業等の関係者（乳業、食肉センターなど）が有機的に連携・結集し、地域全体で収益力の向上を図る体制（畜産クラスター）の構築を推進。
- **現在、全国22地区で取り組んでおり、今後更なる拡大を図る。**



国内飼料資源の活用

- 水田の有効活用と耕畜連携の推進、草地等の生産性向上、放牧の推進、コントラクター・TMRセンター等支援組織の育成等により、自給飼料生産を拡大。
(飼料自給率目標 26%(H25) → 38%(H32))
- 「エコフィード利用畜産物」の認証等により、食品残さの飼料利用と畜産物の高付加価値化・消費拡大を推進。



エコフィード生産・利用量

H15:48万TDNトン → H25:108万TDNトン

※TDN:家畜が消化できる養分の総量

畜産・酪農における新技術の活用

- ロボット技術等を活用し、畜産・酪農の生産性の向上と省力化を推進。
- 性判別技術や受精卵移植を活用し、優良な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大を推進。
(平成27年度予算概算要求中)



酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 6次産業化を支援するため、
 - ① 日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増する
 - ② 特色ある生乳を乳業者（日量3.0t以下）に直接販売できるようにする
 - ③ 特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させることができるようにする
- **指定団体との生乳取引の改善に係る通知を9月12日付けで発出。**
- 6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置規制の緩和について、**都道府県知事の承認を不要とする告示等を11月4日に施行。**

【特色ある生乳の有利販売事例】

北海道の酪農家(5戸)が、特色ある生乳(放牧認証、非遺伝子組換え飼料給与)の有利販売により、他の酪農家と比べて約10%高く生乳を取引。



政策目的

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
- こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。(25年12月 農林水産業・地域の活力創造プラン)

施策の進捗状況

平成26年産の水田の利活用の状況

主食用米の需要が減少する中で、水田活用の直接支払交付金を活用して、**非主食用米や大豆等の本作物化が進展**。

	H26年産	H25年産	増減
主食用米	147.4万ha	152.2万ha	▲4.8万ha
非主食用米	16.5万ha	12.5万ha	+4.0万ha
加工用米	4.9万ha	3.8万ha	+1.1万ha
飼料用米	3.4万ha	2.2万ha	+1.2万ha
米以外の作物	27.9万ha	27.7万ha	+0.2万ha
麦	9.7万ha	9.7万ha	±0万ha
大豆	8.2万ha	7.9万ha	+0.3万ha

中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進

- セミナーの開催による、**業務用米に求められる品質ニーズの周知**、契約によるリスクを軽減するための事例を研究
- 業務用米に関する生産者・実需者と**マッチングのための商談会**の開催
- 生産者・実需者が連携した業務用向けの**新品種導入等の取組を支援**



業務用米マッチングイベント

国によるきめ細かな情報提供

生産者の経営判断や集荷業者等の販売戦略に基づいた需要に応じた生産に資するきめ細かな情報提供をするため、

(1)平成23年4月から「米に関するマンスリーレポート」を毎月公表。

(2)本年4月からは、

- ① **公表内容を以下の通り大幅に拡充**するとともに、
- ② これまでのホームページ掲載に加えて、4月には**約4千の卸売事業者やJA等に配布**するとともに、**新たにメールマガジンを発刊**し(約2千名の登録)、情報提供。

【公表内容】

1 価格等の状況

- (1) 相対取引価格【44→94銘柄】
- (2) 相対取引数量【65→94銘柄】
- (3) 先物市場の価格動向
- (4) 業者間取引(民間市場)の状況

2 契約・販売情報

- (1) 都道府県別集荷数量、契約数量、販売数量【新たに公表】
- (2) 都道府県別事業契約数量【新たに公表】

3 在庫数量

- (1) 全国
- (2) 都道府県別【新たに公表】

※ その他小売価格(POSデータ)、作況、需給見通し(毎年)等を掲載

平成25年11月25日(自)農林水産戦略調査会・農林部会・農業基本政策検討PT合同会議決定
平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定(抜粋) (平成26年6月24日改訂)

(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田(都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑(都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地(都府県/道)	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。

- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

- 農業者抛出に基づくセーフティネットとして、実施する。
- 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない。)
- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する(この場合、農業者の抛出は求めない。)
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)
 - ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
 - ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(別表) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付単価

1. 数量払

区分	見直し後の 平均交付単価	現行の 平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,360円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,330円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,510円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg (▲ 240円)	7,620円/60kg
大豆	11,660円/60kg (+ 350円)	11,310円/60kg
てん菜	7,260円/ t (+ 850円)	6,410円/ t
でん粉原料用 ばれいしょ	12,840円/ t (+ 1,240円)	11,600円/ t
そば	13,030円/45kg (▲ 2,170円)	15,200円/45kg
なたね	9,640円/60kg (+ 1,170円)	8,470円/60kg

注1: ()内は、現行単価との差

注2: てん菜の基準糖度は、16.3度とする。(現行は、17.1度)

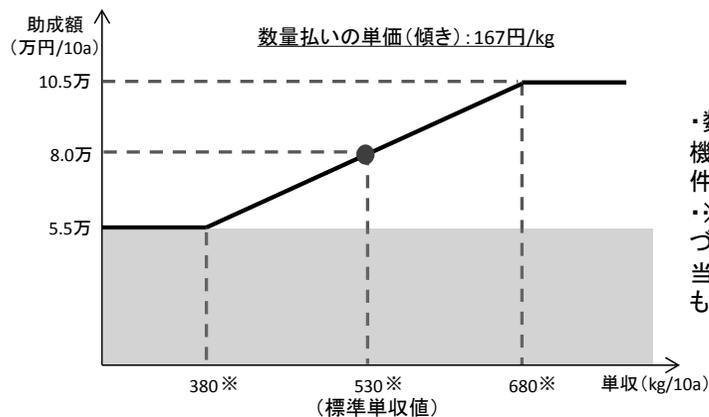
注3: でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%とする。(現行は、18.0%)

注4: 見直し後の品質区分別単価は、現行の品質区分別単価に上記の現行単価との差額を加えた額。

2. 営農継続支払

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10aとする。)

(別図)



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
 ・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用するものとする。

政策目的

- 豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進める



施策の進捗状況

- 国産材CLT(直交集成板)普及のスピードアップ等を図る。
(CLTの普及に向けた施策を計画的に進めるため、10月に林野庁と国土交通省がロードマップを作成(公表予定)。)
- 木質バイオマスのエネルギー利用等の促進を図る。
(木質バイオマスの熱利用等の促進に向けた技術開発等につき予算要求。10月に都道府県連絡会議を開催、エネルギー利用推進の課題を共有。)
- 施業集約化を進めること等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築する。

CLT普及の促進

■ 建築基準の整備

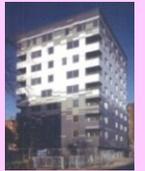
→H28年度早期を目途にCLTを用いた建築物の一般的な設計法の告示を制定。

■ 建築事例の積み重ね

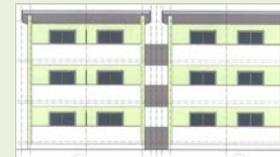
→実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積(国内初の高知県の事例に続き、H26年度中に新たに8棟を建築予定(北海道1、福島県2、岡山県3、群馬県1、神奈川県1))。

■ 生産体制の構築

→H27年度予算において、CLTの生産体制構築に向けた施設整備等につき**予算要求**。



CLT建築の本格普及



岡山県の実証的建築イメージ図
(来年3月竣工予定)

木質バイオマスの利用の促進

■ 木質バイオマスを活用した発電及び熱利用の推進

→未利用間伐材を活用した**発電施設は現在5箇所**で稼働、H30年度にはさらに40箇所程度で稼働予定。
熱利用施設は現在約1700箇所で稼働、農業施設への導入も増加。今後、小規模発電施設の導入対策を検討。



三重県の木質バイオマス発電施設
(11月から稼働)

国産材の安定的・効率的な供給体制の構築

【木材自給率: 27.9%(H24) → 28.6%(H25)】

■ 施業の集約化(人材の育成等)

→H26年4月に、地域の実態に即した計画作成が可能となるよう森林経営計画制度を見直し。
施業集約化、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーを育成。女性の雇用機会の確保。



政策目的

- 漁業者自らが、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」作成の取組を推進し、同プラン策定地域における所得を向上させることにより、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。
- 2020年までに水産物の輸出を倍増(2012年:1,700億円→2020年:3,500億円)。このため、水産庁も水産加工施設のEU向けHACCPの認定主体となり、認定取得を促進。

施策の進捗状況

- 「浜の活力再生プラン」については、現在500を超える再生委員会が設立。今年度で400、来年度以降で200のプランの策定を見込んでいる。
- 輸出額は2012年:1,700億円→2013年:2,216億円と順調に増加。**今年10月から、水産庁による水産加工施設のEU向けHACCP認定業務を開始。**

浜の活力再生プラン

現状

漁獲量の減少、燃油・資材の高騰

- 漁業収入の減少
- 漁業コストの増大

漁労所得の低迷
(年間所得約200万円)

- 代船建造が難しい
⇒コスト高・安全性の低下
- 後継者不足
⇒漁業者の著しい高齢化
- 漁村の荒廃
⇒漁業の衰退・漁村の消滅

対応

浜ごとに現状の課題を整理し、解決策(収入向上やコスト削減)の検討を行い、漁業者自らが「浜の改革」を実行していくためのプランを策定

(県、市町村、団体が協力)

→水産庁が関連支援施策の優先採択等により支援

目標

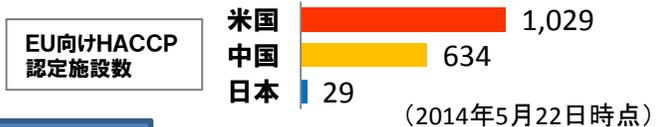
漁業者の所得の大幅な増加



EU向けHACCP認定の加速化等を通じた水産物輸出の促進

現状

- 2013年の水産物輸出額は、2,216億円
- 日本は、EU向けHACCP認定施設数が諸外国と比べて少ない状況



対応

水産加工施設のEU向けHACCP認定施設数を増加(厚生労働省と合わせて今後5年で100件程度の認定を目指す)

目標

国産水産物の輸出促進
(輸出目標(2020年:3,500億円)の達成)

(2) K P I の進捗状況について

農業分野のK P I 一覧

○ 農業分野のK P I は6つあり、現在の進捗は「A評価」1つ、「B評価」1つ、「N評価」4つ。

整理No.	K P I	K P I の進捗 (26年9月18日時点)
97	・今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。	N
98	・今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する（約9,600円/60kg）。	N
99	・今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。	B
100	・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。	N
101	・酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。	N
102	・2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とし、2030年に5兆円とする。	A

(備考) 「K P I の進捗」の欄は、以下の区分により内閣官房日本経済再生総合事務局において整理。

A : 目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、K P I が目標達成に向けて進捗しているもの

B : AほどK P I が進捗していないもの

N : 今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う）

目標達成に向けて進捗が十分ではないとされたKPI（B評価）の現状分析と今後の対応方針

KPI

- 今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。

現状分析

- 法人経営体数は、2000年からの10年間で5,271法人から12,511法人に2倍以上に増加しており、2010年以降も法人経営体数は着実に増加している。

〔 2010年の法人数が全数調査(農林業センサス)の集計値であるのに対し、2011年～2014年は抽出調査(農業構造動態調査)による推計値。
次回の調査は、2015年2月の農林業センサスによる全数調査。 〕

- 他方、平成22年度から実施された戸別所得補償制度は、全ての販売農家を対象に交付金を支払うものであったため、農地の流動化を遅らせる側面があり、法人化のペースも加速されなかった。

今後の対応方針

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農地中間管理機構の創設をはじめとする農政改革の関連施策を実行に移している段階であり、今後、これらの施策を着実に進めていくことによって、経営感覚のある農業経営者の育成や担い手の規模拡大を推進していく考え。
- 経営所得安定対策については、戸別所得補償制度のように全ての販売農家を一律に対象とする施策体系ではなく、経営意欲と能力のある担い手を対象とするよう見直しを行ったところ。
- 併せて、今年度内に都道府県、農業法人協会、農業経営者団体等と連携して法人化を推進する体制を整備し、法人化推進のターゲットとなるべき経営規模が比較的大きい個別経営体(例えば、農産物の売上2,000万円以上の家族経営体は、48,182(2010年))に対しての働きかけや農業法人が従業員を別の法人として独立させる取組(いわゆる「のれん分け」)の推進など具体的な行動を起こしていく考え。
- 農業経営の法人化と法人経営の発展を促進していくための具体的な施策は、以下のとおり。

① 農地中間管理機構を活用した法人経営体等への農地集積・集約化

② 法人経営体に対するスーパーL資金による低利融資

③ 農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置

④ アグリビジネス投資育成株式会社等による出資

⑤ 集落営農、複数個人経営の法人化の支援

⑥ 農業法人が従業員を別の法人として独立させる取組(いわゆる「のれん分け」)支援

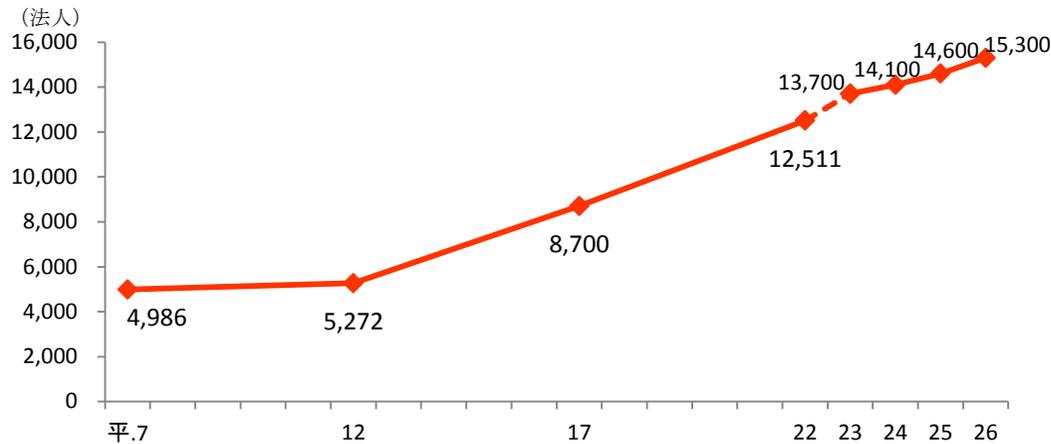
⑦ 農外企業やその子会社のリース方式による参入促進

⑧ 法人経営に必要なとなる労務・財務管理等を習得するための活動等の支援

(参考) 農業経営の法人化の推進とそのターゲット

- 農業経営を法人化することで、経営管理が徹底され、経営発展が望めるとともに、安定的な雇用の確保や円滑な経営継承にもつながるメリットがある。
- このため、今年度内に都道府県、農業法人協会、農業経営者団体等と連携して法人化を推進する体制を整備し、法人化推進のターゲットとなるべき経営規模が比較的大きい個別経営体（例えば、農産物の売上2,000万円以上の家族経営体は、48,182（2010年））に対しての働きかけや農業法人が従業員を別の法人として独立させる取組（いわゆる「のれん分け」）の推進など具体的な行動を起こしていく考え。

法人経営体数の推移



(備考) 平成22年以前は「農林業センサス」、平成23年以降は「農業構造動態調査」により作成。

販売金額規模別の家族経営体数（平成22年）

販売金額規模	家族経営体数	構成割合
計	1,631,206	100.0
300万円未満	1,297,041	79.5
300～2,000	285,983	17.5
2,000万円以上	48,182	3.0
3,000万円以上	25,285	1.6
5,000万円以上	9,392	0.6

(備考) 「農林業センサス」により作成。

法人化のメリット

経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理が徹底され、家計との分離が可能となる
経営判断できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員による組織的な経営判断が可能となる
経営の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期社長等の早期選定等を行い円滑に経営を継承していくことが可能となる
投資財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出融資や税制特例の活用による適切な投資が可能となる
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労働力の活用等による生産規模の拡大、販売・加工への進出が可能となる ・ 若年層の雇用により役職員の年齢構成を世代間バランスの取れたものとする事が可能となる

今後データが得られるため現時点で評価困難とされたKPI（N評価）の進捗と今後の対応方針①

KPI

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。



進捗と今後の対応方針

- これまでの10年間で担い手の農地利用率は3割から5割になっており、さらに今後10年間で農地利用の8割まで（現状は5割）集積することを目標としている。
- このため、都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿として農地中間管理機構を整備し、これを活用して目標の達成を目指しているところ。昨年臨時国会で関係法案が成立し、本年11月1日現在で46道府県において指定済。これまで各機構において、現場で動ける体制を整備するとともに、農地の借受希望者の公募等を実施してきたところ。収穫期を終え、農地の権利移動が本格化しつつあり、農地の出し手・受け手双方との協議を進め、機構の借入・転貸を順次進めているところ。
- なお、担い手への集積割合を検証するデータについては、各県により、統計データの集計範囲が異なるなど様々であることから、今後国として統一することとし、2013年までのデータは、9月26日に各都道府県知事向けに発出した通知に基づき、各都道府県は地方農政局を經由して10月25日までに本省に報告することとしており、農林水産本省において現在この報告結果を集計中。集計結果については11月中に公表予定。KPIの進捗を評価するデータ（2014年）は2015年春を目途に把握。

(参考) 担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

【現状等】

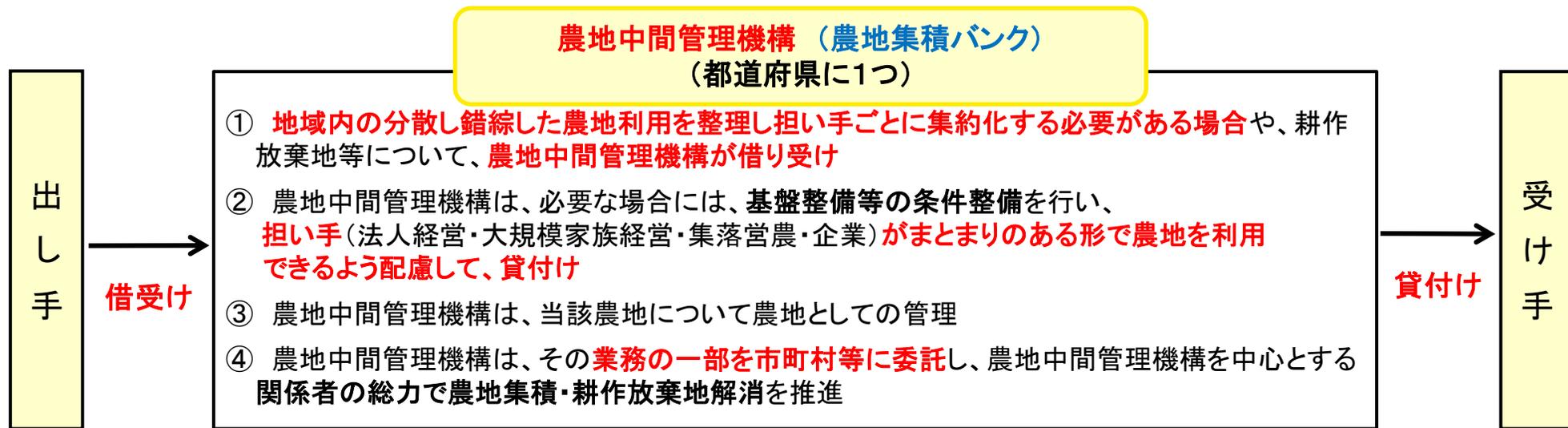
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目 標

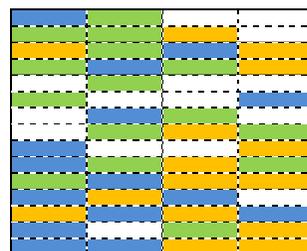
- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



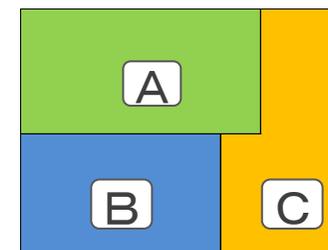
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)



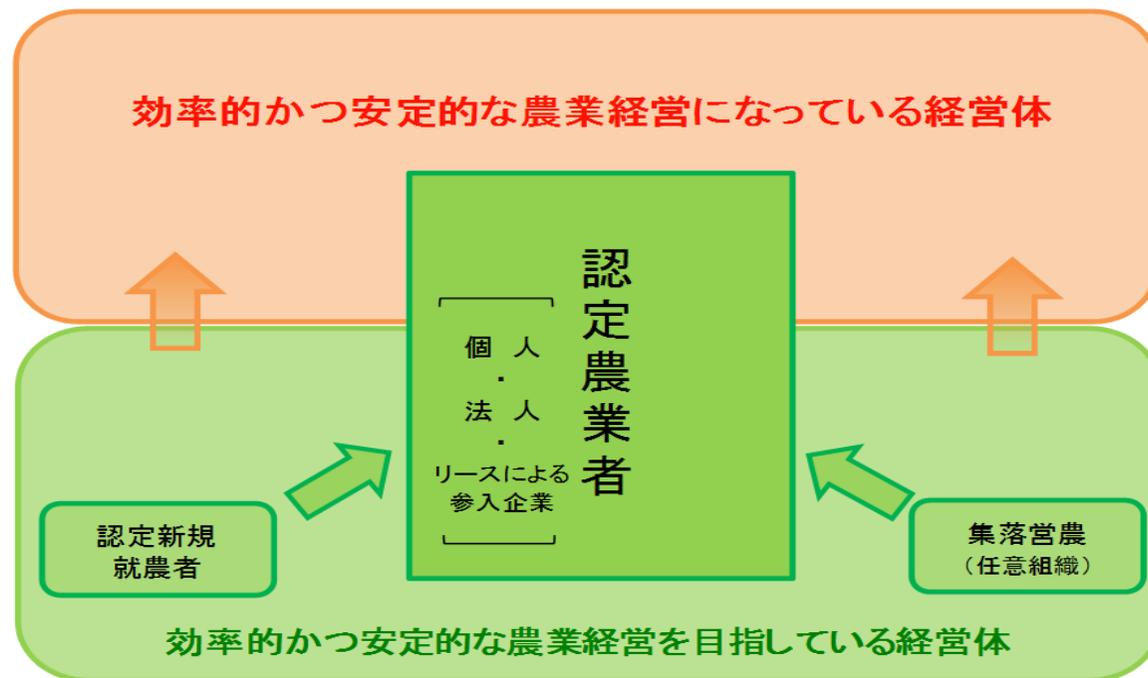
担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

(参考) 担い手の考え方

- 基本法は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指しているところ。
- このため、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体(両者併せて「担い手」)に農地利用の相当部分を集積していくこととしているところ。
- 効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」。これらの経営体については、経営所得安定対策・融資・出資等の施策により、効率的かつ安定的な経営体となることを支援(集落営農のように法人格がないなどの事情で施策の対象とならないものがある)。
- 一方、一度市町村の認定を受けた認定農業者も、5年間の認定期間終了時に再認定を受ける必要があるが、再認定を受けなかった者についてはこれまで、都道府県ごとに担い手に含めるか否かについて取扱いが様々であったことから、今後は、国として再認定を受けなかった者については、それまでと同等の経営規模を維持しているか、規模拡大した者については、担い手として取り扱うよう統一的な基準を示したところ。



今後データが得られるため現時点で評価困難とされたKPI（N評価）の進捗と今後の対応方針②

KPI

- 今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する(約9,600円/60kg)。

進捗と今後の対応方針

- 10月31日に開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会において、担い手の米の生産コストに関する農林水産省の考え方を説明。継続的に把握できる統計データを活用する必要があるため、次のように生産コストを集計する予定。

<生産コストの集計対象>

- ① **個別経営**：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積15ha以上層）
- ② **組織法人経営**：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約27ha）

<米の担い手の生産コストの集計結果>

2010年（個別経営：11,531円/60kg、組織法人経営：11,427円/60kg）

2011年（個別経営：11,080円/60kg、組織法人経営：10,548円/60kg）

2012年（個別経営：11,252円/60kg、組織法人経営：11,259円/60kg）

※2013年の生産コストは、個別経営は12月上旬、組織法人経営は12月下旬までに集計予定。

- KPIの実現に向け、引き続き、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、新品種・新技術の導入や農業機械費、肥料費等の物財費削減のための取組を推進。

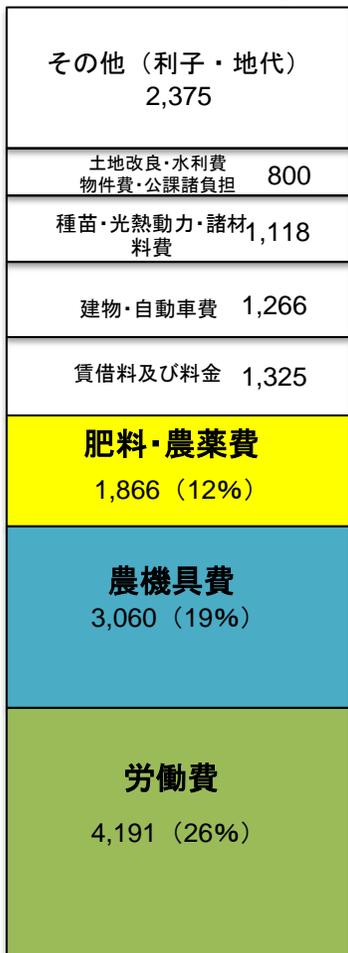
(参考) 担い手の米の生産コストの現状と10年後の生産コスト目標

現 状(23年産米生産費)

10年後の担い手

平均的な姿

16,001円/60kg



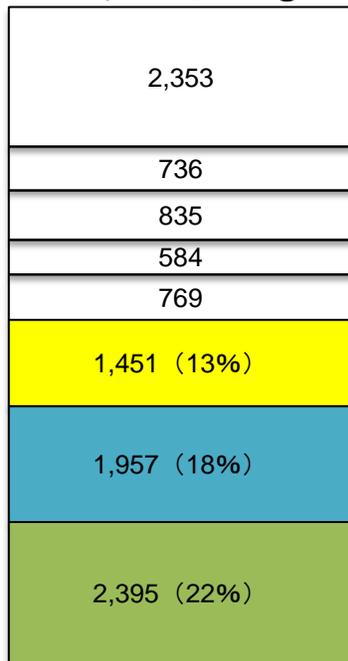
米の担い手の姿 (認定農業者15ha以上層)

担い手への農地集積と農地の大区画化を更に推進することにより、コストを一層削減

《担い手の米生産コストの考え方》

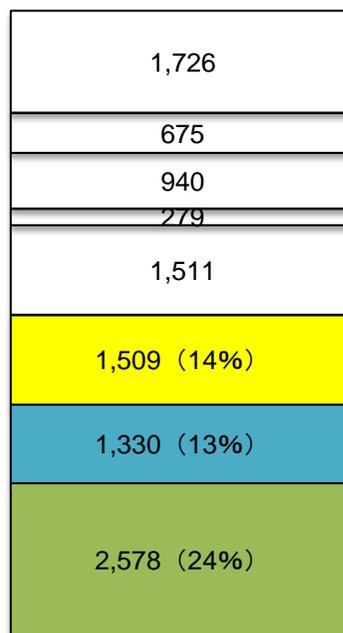
- 認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等の個別経営(水稲作付面積15ha以上層)
- 米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営(平均水稲作付面積約27ha)

11,080円/60kg



米の担い手の姿 (稲作主体の組織法人経営)

10,548円/60kg



産業界との連携や省力技術の導入等による効果

- 産業界の努力も反映した生産資材費の低減
 - (例) ① 未利用資源の活用 (肥料価格▲7%)
 - ② 海外向けモデルの国内展開 (農機価格▲20~30%)
- 大規模経営に適した省力栽培技術・品種の開発・導入
 - (例) ③ 直播栽培(労働時間▲25%)
 - ④ ICTを活用した作業管理 等

【目標:現状全国平均比4割削減】
9,600円/60kg



地域や経営に適した技術等を選んで導入

注1: ()内は、生産費全体に占める割合である。 注2: 上記の生産費は、出荷前の段階までに掛かる経費であり、搬出・出荷経費、流通経費等は含まれない。

注3: 農業所得は、生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いて算出される。

資料: 「現状の担い手の米の生産コスト(23年産米生産費)」の「平均的な姿」は『平成23年産米生産費』、「米の担い手の姿(認定農業者15ha以上層)」は『平成23年産米生産費(組替集計)』
「米の担い手の姿(組織法人経営)」は『平成23年営農類型別経営統計(組織経営編)』(平成23年産米生産費(組替集計))

今後データが得られるため現時点で評価困難とされたKPI（N評価）の進捗と今後の対応方針③

KPI

- 6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。

進捗と今後の対応方針

- 2013（平成25）年度の実績値については、2015（平成27）年の4月頃に統計調査の結果を公表予定（当該統計による最新の実績値（2012（平成24）年度）は1.9兆円*）。
- 6次産業の市場規模の概念については、6次産業化をめぐる環境の変化等に伴い、農林漁業者による加工・直売の取組に加え、農林漁業者と多様な事業者が連携して地域資源を活用し、新たな付加価値を生み出そうとする取組も含めるなど、その射程について見直す必要が生じている。このため、現在行われている「食料・農業・農村基本計画」の見直しの中で食料・農業・農村政策審議会企画部会における議論を開始したところであり、今月下旬には、10兆円目標に向けた分野ごとの対応方向について御議論いただく予定。

なお、目標の達成に向けては、6次産業化に取り組む農林漁業者等への補助、農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援に加え、輸出拡大、医福食農連携、再生可能エネルギーの導入、都市と農山漁村の交流の促進など農林水産省の関連施策を総動員するとともに、関係府省とも連携しながら、周辺産業を含めて所得と就業機会の増大が図られるよう取り組んでまいりたい。

*6次産業化の農業関連の市場規模に漁業関連の市場規模を加える等により試算

今後データが得られるため現時点で評価困難とされたK P I（N評価）の進捗と今後の対応方針④

KPI

○ 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

進捗と今後の対応方針

- 本K P Iは、来年度から対応する施策を講じるもの。
- なお、6次産業化の取組件数の拡大に向けて、「『日本再興戦略』改訂2014」の記載より前倒しして

①指定団体との生乳取引の改善について、酪農家が自ら処理・加工できる生乳量を拡大するなど、酪農家のより多様な6次産業化の取組を可能とする通知を9月12日付けで発出するとともに、

②乳業施設の設置規制の緩和について、酪農家による小規模なチーズ工房等の設置に係る都道府県知事の承認を不要とし、6次産業化に係る負担を軽減する告示等を11月4日に施行したところ。

- 現在、6次産業化の取組を支援するこれらの仕組みが円滑に開始されるよう、関係団体や生産者へ施策内容の周知等を行っているところであるが、今後、優良事例・先進事例集の作成・周知等も併せて行い、引き続き取組件数の拡大を図ってまいりたい。（今年度236件）